

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第10条	身体障害者手帳の再交付（身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者に係るものに限る。）	障がい福祉課

- 1 審査基準は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、身体障害者福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。